

小形風力発電事業化促進事業費補助金に係る Q&A

Q1 補助事業について、どのような事業が想定されるのか

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高知県内での小形風力発電（出力 20 キロワット未満に限る。）の具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・風況調査等の各種調査業務及び事業計画の策定など事業化を判断するために必要な事業です。

ただし、補助事業は必ず実測による風況調査を含む補助事業計画とし、自然環境や地域の生活環境への配慮方策の検討は必ず実施してください。

また、補助上限額を設けておりませんが、1 申請当たり、補助金額 1,000 千円以内を想定しております。

経費区分	内容	想定される事業
機器・設備費	計測機器等機械装置の借用及び設置等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・風況計測機器等の借用及び設置 ・地質調査機器等の借用及び設置 ・計測機器等の定期メンテナンス
委託費	調査、分析、設計等の委託に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・風況シミュレーション ・風況調査、分析 ・法令等規制調査 ・自然環境や地域の生活環境への影響の調査、分析、配慮方策検討 ・事業計画の策定 ・測量、地質調査、分析 ・設計
外部専門家受入経費	外部専門家の受入に係る経費（謝金及び旅費）	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家に、小形風力発電事業に関する助言、風車の選定等のアドバイスを受ける
事務費	現地調査、計測データ収集等のための移動に要する経費 調査に必要な情報収集に係る経費 事業化検討のための会議開催に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、計測したデータの収集、現地に詳しい住民からの聞き取り等を行うための移動 ・文献や既存の調査結果を他者から入手する ・事業化検討のための会議を開催する

※消費税及び地方消費税は対象外

※機械装置購入費、用地取得費及び用地賃貸料は対象外

※食糧費は対象外

Q2 自然環境や地域の生活環境への配慮方策とはどのようなものか

小形風力発電について、全国的に導入が進みつつありますが、地域住民等と発電事業者との間でトラブルとなるケースが他県で生じております。

県内において、小形風力発電が地域へ受け入れられるためには、発電事業を実施するにあたり、事業者が事前に災害発生リスクや地域住民への影響等を適切に把握し、対策を講じることが重要と考えます。

例えば、

1 騒音

- ・発電を開始すると、回転音やモーター音が発生し、生活環境へ影響を与える可能性があるため、風車の騒音レベルや住宅までの距離等の調査・分析により、適切な事業実施地点や風車機種などを検討する など

2 景観

- ・小形風力発電は、高さが数m～数十mあり、眺望など景観に影響を与える可能性があるため、周辺の状況や周辺地域からの眺望等の調査により、適切な事業実施地点や風車機種などを検討する など

3 災害その他

- ・土砂災害や気象条件（雷、台風）、電波障害などの調査・分析、対策の検討 など

Q3 「県が実施する小形風力発電に関する普及啓発活動に協力すること」とはどのようなものか

補助金による成果を報告書にまとめ、県に提出してください。成果報告書については県のホームページへ掲載することを予定しています。

また、補助事業終了後の状況等について高知県からのヒアリングに応じてください。加えて、小形風力発電事業の事業化に至った場合には、運転状況などのデータ提供に応じるとともに、公表等を依頼させていただく場合があります。

Q4 複数地点の調査等を行うことは可能か

1 交付申請につき、1 地点としてください。1 事業者が複数の交付申請を行うことは可能です。

Q5 補助申請に必要な添付書類で、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の局所風況マップ風配図（地上高 30m）はどのように入手するか

NEDOのホームページに掲載されている「局所風況マップ」から印刷してください。

<http://app8.infoc.nedo.go.jp/nedo/index.html>

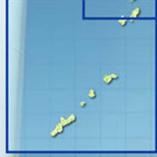
風配図を表示する操作方法については、「操作マニュアル」をご確認ください。

局所風況マップ

ご覧になりたい地域をクリックしてください
平均風速を経緯度から検索するときはこちらから >
風況の経年変動に関する参考情報は こちらから >
風力発電インデックスマップ情報は こちらから >



隠岐

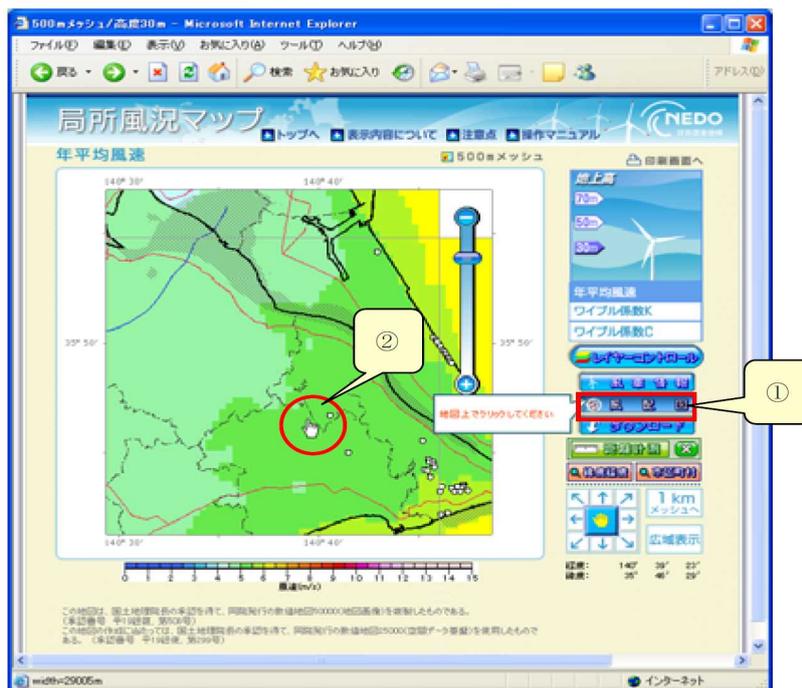


石垣・西表

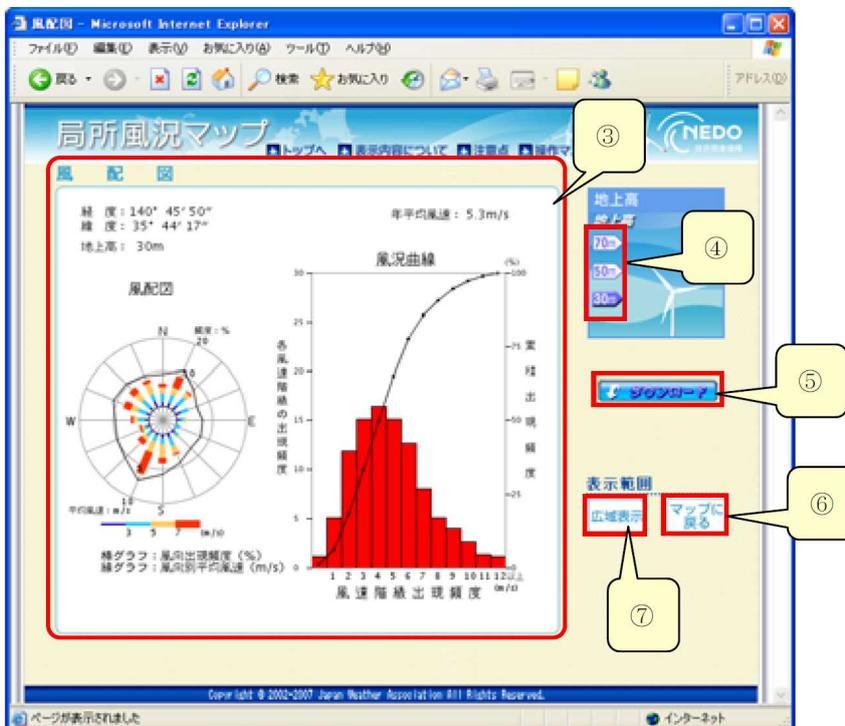


富古島

(3) 風配図表示手順



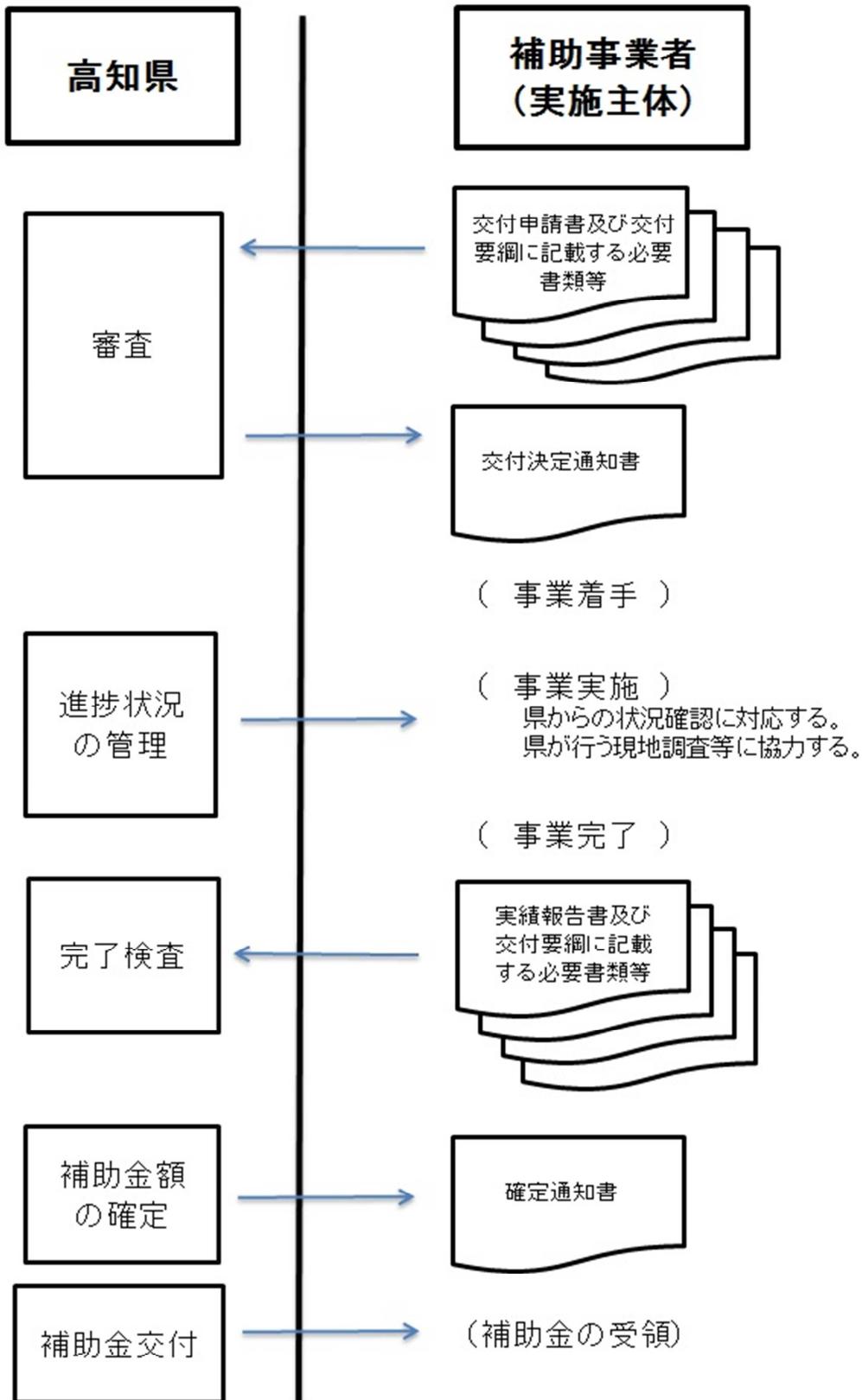
- ① 「風配図」をクリックします。
- ② 地図上をクリックします。



- ③ 風配図が表示されます。
- ④ 地上高の表示切り替え (地上高 : 30m、50m、70m)

Q6 交付申請書提出から補助金受領までの流れはどうか

以下手続きの流れを図示し、例を示します。



例

平成 30 年 6 月中旬	県へ補助金交付申請書等を提出
平成 30 年 6 月下旬	県から補助金交付決定通知
	事業着手
	※補助金交付決定前に事業着手すると補助対象となりません。
	事業着手から事業終了までの間、県が行う現地調査への協力や状況確認に対応をお願いします。
	交付要綱第 9 条に規定する変更が生じる場合は、必ず県に報告し、指示を受けてください。(変更申請が必要となります。)
平成 31 年 2 月下旬	事業終了
平成 31 年 3 月初旬	県へ補助事業実績報告書等を提出
平成 31 年 3 月中旬	県からの補助金に係る確定通知
	県から支払われる補助金の受領